

令和5年度 碧南市社会福祉協議会事業計画

碧南市社会福祉協議会は、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することができるように、地域福祉の推進を図ることを目的に活動しています。

現在の社会は、少子高齢化や近年の社会経済状況の大きな変化、生活問題等多種多様な課題を抱えています。国や地方自治体の財政状況が厳しい中、地域福祉の中核として碧南市社会福祉協議会は住民や企業、あらゆる皆様との協働により地域福祉の向上に努めてまいります。

令和5年度の具体的取り組みにつきましては、子どもから高齢者までのだれでもが、いつでも、どこでも、必要な時に、等しくサービスを受けることができる「だれでもが安心して暮らせるまち碧南」を目指し、市民一人ひとりのニーズに対応できるよう、碧南市、地域、福祉関係者等の皆様と連携し、積極的に事業を展開してまいります。

また、令和2年度に碧南市社会福祉協議会が碧南市と協働で一体的に策定した「へきなん地域福祉ハッピープラン（第3次碧南市地域福祉計画、第6碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画）」（令和3年度からの6年計画）に基づき、「地域で築く つながり 支えあうまち へきなん」を基本理念として、引き続き地域福祉推進会議を中心に地域福祉活動を推進してまいります。

【重点目標】

1 地域福祉活動への住民参加とささえあいのまちづくり

へきなん地域福祉ハッピープラン（第3次碧南市地域福祉計画）に基づき、市内6地区全地区において地域福祉推進会議を開催し、地域の福祉課題・生活課題の共有やそれら課題の解決のための話し合いを継続することで「我が事・丸ごと」を基本とする「地域共生社会」の実現を目指します。

また、地域福祉に関する理解と関心を市民に広めるとともに、地域活動への参加をいただくため、「社協だより」等により社会福祉協議会事業のPRを積極的に行うとともに、市内の福祉ボランティア団体等と協働し、福祉実践活動を行います。

2 地域包括支援体制の整備・推進

住み慣れた地域で、だれもが自分らしい暮らしを可能な限り続けることができるよう

地域包括ケアシステムの実現へ向けて、地域包括支援センター、障害者相談支援事業、成年後見支援センター、生活困窮者自立相談支援事業、子育て支援センター等地域に密着したきめ細やかな相談支援体制の構築及び在宅福祉サービス事業の充実を図り、地域住民が安心して地域で暮らせるよう支援活動を展開していきます。

3 社会福祉協議会経営の充実

社会福祉協議会の安定した福祉活動の展開を保障するため、「社協会員の募集」、「共同募金運動」を積極的に展開し、自主財源の確保に努めます。

4 保育園、子育て支援拠点施設等の経営

地域の子育ての拠点となるよう、「子どもの笑顔、親の安心」をキャッチフレーズに“子どもには楽しい場所”“親には頼れる場所”を目指した保育園運営を行います。

碧南市より指定管理を受けている7小学校の児童クラブ、棚尾・東部児童センター、碧南市こどもプラザららくるにしばた、碧南市こどもプラザこころつくしんかわの運営を通して、児童の健全育成を図ってまいります。

【主要事業】

1 法人運営事業

(1) 社協だよりの発行、ホームページの運営

広報へきなんに折込み、年3回全戸配布により、社会福祉協議会の事業内容を市民の方々にお知らせする他、社会福祉協議会のホームページを随時更新し、様々なPRを行います。

(2) 社会福祉協議会会員募集

きめ細やかな各種福祉事業を展開するため、地域住民の方々から社会福祉協議会の会員を募集します。

(3) 共同募金運動の推進

社会福祉協議会の事業資金に活用させていただくため、碧南市共同募金委員会と協力し、戸別募金活動、法人募金活動をはじめ一般市民の理解と協力により、共同募金運動を積極的に推進します。

(4) 収益事業

自動販売機などの収益事業を展開し、収益の確保に努めます。

2 地域福祉活動事業

(1) 福祉協力指定校の活動助成事業

市内の全小学校、中学校、高等学校の児童・生徒に社会福祉の理解と関心を高め、ボランティア活動や助け合いの精神を養うことを目的として「福祉実践教室」を実施します。

(2) ボランティア連絡協議会活動推進の支援

ボランティア団体の代表者会議を定例的に行い、計画的自主活動の推進と相互協力等話し合いの場をつくり、更に自主活動に対する援助を推進します。

(3) ボランティア養成講座の開催

地域福祉課題に対応した様々なボランティア講座を企画、開催し、ボランティア活動に関心を持つ方の発掘と育成指導を行い、ボランティア活動の理解を高め、活動への参加と促進を図るとともに、市民活動センターとの連携を図ります。

(4) 災害ボランティアの育成

大規模災害等が予想されるなか、普段から、自分自身を守るため、また、大切な家族や地域を守るための十分な備えができていないかを問いかけながら、防災・減災のために「今から何をすべきか、何ができるか」という視点で防災講座を身近な地域で開催します。

また、大規模災害時に本会が設置する「災害ボランティアセンター」で活動していただく「災害ボランティアコーディネーター」を育成し、総合防災訓練等で継続的な訓練を行うとともに、碧南防災ボランティア連絡会の活動を支援します。

(5) 市民啓発推進事業

7地区公民館の事業活動への参加や助成をし、地域福祉活動の啓発活動に努めます。

(6) 心身障害者（児）団体の指導育成、活動事業

市の委託事業として、日頃外出する機会の少ない心身障害者（児）に対して、日常生活への適応性、集団生活への順応性を高めるため、ふれあいスポーツ大会等の事業をボランティアの方々の協力を得て実施します。

(7) 民間保育所等の活動助成

私立保育園、子ども会事業等に対し、児童の健全育成活動に助成を行います。

(8) 地域福祉活動の助成

地域福祉推進のための活動を実施し、又は推進する組織に対し助成を行います。

3 共同募金配分金事業

(1) 歳末たすけあい慰問事業

歳末たすけあい募金の配分事業として、児童福祉法による碧南市内福祉施設入所者、通所施設、在宅重度心身障害者（児）等に慰問金を配布する訪問事業を実施します。

(2) 小・中学校入進学児童生徒激励事業

交通遺児・母子家庭・父子家庭の入学、進学者に対して、図書カードを贈り激励を行います。

(3) 乳酸菌飲料宅配サービス事業

75歳以上の単身高齢者等に対し月・水・金曜日に乳酸菌飲料を宅配サービスすることにより、日常生活の実態把握を行います。

(4) ふれあい・いきいきサロン

5月、7月、9月、11月、1月の5回にわたり、公民館などで単身高齢者の交流の場としてふれあい・いきいきサロンを開催し、趣向をこらした催しを行いふれあいの輪を広げます。

(5) 車いす貸出事業

一時的に車いすを必要とする方に貸出を行い、外出の機会増加や負担軽減に貢献します。

(6) 車いす専用車「ふれあい号」の貸出事業

車いすを必要とする障害者（児）や高齢者、その家族に通院や家族旅行等日常生活の便宜を図るため、「ふれあい号」の貸出を行います。

4 資金貸付事業

(1) 生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）

県社協の業務を取扱い、民生委員児童委員の協力を得て自立更生の必要な世帯に対し、経済的援助として資金の活用を図るとともに、生活困窮者自立相談支援と連携した取り組みを進めます。

(2) 愛の援護資金

低所得世帯の生活費の一時貸付事業を行います。

(3) くらし資金

県社協よりの借入原資により、低所得世帯の緊急一時貸付を行います。

5 福祉・介護サービス事業

(1) ホームヘルパー派遣事業

日常生活を営むのに支障のある高齢者及び障害者（児）家庭の家事援助・身体介護等、個別援助計画に基づきホームヘルプサービスを実施します。また、早朝（午前7時から）・夜間（午後9時まで）の派遣、土曜日・日曜日・祝日等の休日派遣サービスを実施します。

(2) 福祉機器リサイクル事業

福祉機器（ポータブルトイレ、シャワーチェア等）の譲渡、譲受を希望する方を登録し、仲介します。

6 保育園運営事業

(1) 保育所運営

「子どもの笑顔、親の安心」をキャッチフレーズに、“子どもには楽しい場所”“親には頼れる場所”を目指し、市内5か所（荒子、西端、大浜、棚尾、新川）の保育園の運営を行います。

(2) 一時（プチ）保育事業

保護者の勤務時間や勤務形態の多様化、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病等に伴う保育需要に対応するため、西端保育園にて一時（プチ）保育事業を行います。

7 子育て支援事業

(1) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て家庭に対する育児支援を行うため、子育て相談窓口の設置、親子交流支援を行う子育て支援センターを、西端、荒子、棚尾の3保育園において運営します。また2か所の児童センター、ららくるにしばた、こころつくしんかわ内の4か所を加えた計7か所において、子育て支援センターの運営を行います。

(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブの運営）

昼間、保護者のいない家庭の小学校児童について、保護者が帰宅するまでの間、その保護と遊びを通じた健全育成を行うため、市内7小学校区で児童クラブの運営を行います。

(3) 児童厚生施設事業（児童センターの運営）

健全な遊びを通して児童の社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを進めることを目的とし、児童センター（棚尾公民館内、東部市民プラザ内）の運営を行います。

8 地域福祉サービスセンター事業

(1) 障害者相談支援事業

ア 碧南市基幹相談支援センター

市から委託を受け、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者（児）の総合的な相談支援の実施や地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着支援の促進及び権利擁護・虐待の防止に関する取り組みのほか、碧南市地域自立支援協議会作業部会の運営等を行います。

イ 碧南市障害者相談支援事業

市から委託を受け、障害者（児）、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、障害福祉サービス等の情報提供、各種支援施策及び社会資源を活用するための助言や指導、社会生活力を高めるための支援及び権利擁護のために必要な援助を行います。

ウ 碧南市障害者就労相談支援事業

市から委託を受け、碧南市障害者就労相談支援事業所を開設し、障害者等からの就労希望についての面談、同行訪問等相談支援を行い、希望に応じた生活ができるように支援を行います。また、企業からの相談も受け、内容に応じて関係機関への連絡・調整や事業所訪問等も行います。

(2) 碧南市被保護者就労支援等事業

市から委託を受け、生活保護受給者の就労に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。また、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備として日常生活習慣の改善を段階的に行う事業、社会から孤立しがちな生活保護受給者への様々な社会経験の機会の提供、及び生活保護世帯の子どもの進学に関する支援を行います。

(3) 日常生活自立支援事業

愛知県社会福祉協議会から委託を受け、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で、自分ひとりで判断をすることに不安のある方を対象として、福祉サービスを利用するお手伝い、日常的なお金の出し入れのお手伝い、大切な書類等のお預かり等を行い、地域で安心して自立した生活を送れるように支援します。

(4) 碧南ふれあい相談支援事業所

障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサ

ービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する相談支援業務を行います。

(5) 生活困窮者自立相談支援事業

市から委託を受け、生活困窮者自立支援法に基づき、既存の制度や機関では十分に対応できない生活困窮者を包括的に受け止め、本人の尊厳と意思を尊重しながら、市と連携しどのような支援が必要かを把握して、自立のための支援計画を策定し、適切なサービスや関係機関につなげます。

(6) 碧南市成年後見支援センター事業

市から委託を受け、碧南市成年後見支援センターを開設し、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利を擁護し、地域で安心して暮らせるように成年後見制度についての相談、手続き支援、普及・啓発、法人後見の受任等を行う成年後見支援事業を実施します。

9 公益事業

(1) 地域包括支援センター

市から委託を受け、碧南社協地域包括支援センター（新川・西端地区を担当）及び碧南東部地域包括支援センター（旭・中央地区を担当）をそれぞれ地域の高齢者の生活を支える拠点として、介護サービスや保健、福祉、医療、権利擁護等の相談や生活に必要な援助、支援、介護予防の推進等を行います。

(2) 碧南市心身障害者福祉センター運営事業（碧南市指定管理者受託事業）

障害者（児）の福祉の増進を図るため、デイサービス事業を中心に心身障害者福祉センターの運営を行います。

(3) へきなん福祉センターあいくる運営事業（碧南市受託事業）

あいくるにおける施設予約などの受付業務を行います。

(4) 碧南市こどもプラザららくるにしばた・こころつくしんかわ運営事業（碧南市指定管理者受託事業）

生徒・児童に健全な遊びの場及び自由に集える場を提供し、地域における生徒・児童の健全育成を図るため、施設の運営を行います。

10 その他

(1) 各種福祉団体の指導育成事業

福祉団体（碧南市遺族連合会、碧南市赤十字奉仕団、碧南市ボランティア連絡協議

会、碧南市身体障害者福祉協会、碧南市手をつなぐ育成会)の活動推進に協力・支援
します。

(2) 日本赤十字社に関する事業

碧南市赤十字奉仕団の活動により、広く一般市民からあたたかい理解と協力を得て、
社員の増強と社資募集を推進します。